

令和8年度浄化槽補助金申請・報告の手引き

那須塩原市上下水道部管理課

この手引きは、那須塩原市で浄化槽に関連する補助金の申請を申請者から受任された方向けの資料です。目次の補助制度について説明してありますので、申請する補助制度のページを確認してください。

なお、様式等は那須塩原市ホームページから、最新のものをダウンロードして御使用ください。

目次

- 1 合併処理浄化槽設置整備事業補助金p2
- 2 宅内配管補助加算p6
- 3 単独処理浄化槽等撤去費補助金（単独転換対応）p7
- 4 単独処理浄化槽等撤去費補助金（くみ取り転換対応） ...p9

完了検査には立ち合いをしていただきます。

管理課より実施日時と大まかな予定時間をお知らせしますので、御予定ください。

1 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

①補助の概要

那須塩原市内の住宅等に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方に、人槽に応じた補助金を交付します。

人 槽	補 助 額
5人槽 (床面積130㎡以下)	332,000円
7人槽 (床面積130㎡超)	414,000円
10人槽 (※二世帯住宅)	548,000円

※二世帯住宅とは、台所、風呂、トイレのすべてが2つ以上設置された住宅。

②補助の要件

次のいずれにも該当しない方。

- ・浄化槽の設置場所が浄化槽処理促進区域外でかつ特定区域に指定されていない。
- ・浄化槽設置届又は仕様書を提出後、10日間を経過しない。
- ・併用住宅の場合、住宅部分が総面積の半分を超えない。
- ・浄化槽を設置する住宅等を借りていて、所有者の承諾が得られない。
- ・市税、水道料金等に滞納がある。
- ・交付決定までに事業に着手している、又は工事完了後30日以内と当年度の3月10日までのいずれか早い時期までに実績報告書の提出ができない。
- ・転居を伴う場合、実績報告書の提出までに住民票の異動ができない。
- ・別荘としての使用、賃貸等、浄化槽の設置場所に申請者が居住しない。
- ・すでに那須塩原市の浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けた浄化槽を更新する。

③交付申請

- ・申請時には【那須塩原市】浄化槽設置補助金申請に係る提出書類（交付申請書提出用）を書類に添付してください。
- ・「補助金交付申請書」には提出日を記入してください。申請者の押印は不要です。
- ・「住宅の平面図」は、配管及び浄化槽・放流先を記載し、トイレ・台所等排水設備の全部が、接続していることが確認できるよう記載ください。敷地内処理装置を設置する場合の平面図は、隣地境界及び建築物との距離（1m以上）を明記してください。
- ・「設置場所の案内図」には住宅地図など明確に現地を確認できるものを使用してください。
- ・「合併処理浄化槽保証登録書」に記入する使用予定人数は、浄化槽人口把握のため実際の使用予定人数を記入してください。
- ・納税がないため「那須塩原市納税証明書」が税務担当窓口で取得できない場合は、「那須塩原市に税の滞納がないことの証明書をください。」と説明いただくか、又は「上下水道部管理課給排水係に電話してください。」と伝えてください。
- ・「国庫補助に関する事項についての届出書」には提出日又はそれ以前の日付を記入してください。家を建替える場合は、建替える前の住宅について記入してください。

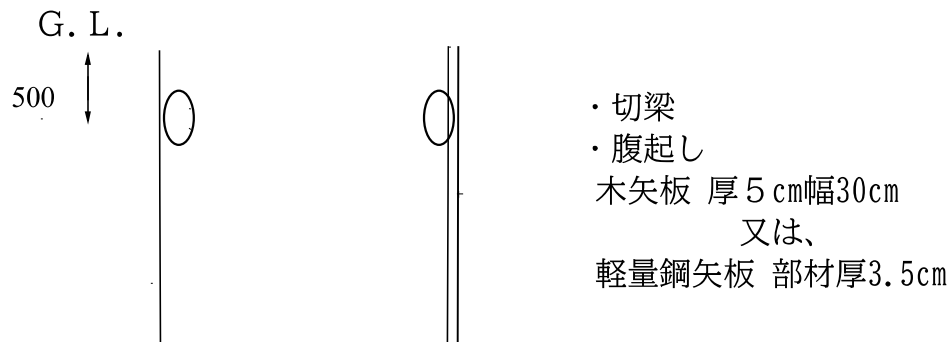
- ・移住に関する「誓約書」は日付がないものは無効です。申請者の押印は不要です。
- ・「委任状」は日付のないものは無効です。委任状については押印が必要です。御注意ください。
- ・申請してから補助金交付決定通知書が申請者に届くまでには2週間程度かかります。工期等で急いでいる場合には、申請時に御相談ください。補助金交付決定通知書が発行されるまでは、浄化槽設置工事に着手できません。
- ・浄化槽設置届出書提出の際、処理対象人員算定基準のただし書きを適用したい場合、あらかじめ上下水道部管理課にご相談ください。

④浄化槽の施工について

・掘削工事

地盤の掘削においては、切取面にその箇所に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが、1.5mを超える場合には、土留め工を施すものとする。なお、土留め工を施さない場合の掘削の床掘り勾配は、75°以下とすること。基礎底版コンクリートには、配筋を施し、十分な養生期間をとること。配筋には、コンクリート製のスペーサーを使用すること。

※ 断面図



・配管工事

排水設備の管の勾配は、「管径（mm）分の1」以上とし、土被りは原則として20cm以上とすること。

・ピット工事

ピット内部は、雨水を排水しやすく適当な勾配をとり、排水できるようにすること。ピット上部のプレートは、1人で容易に開閉できるものとする。

・スラブコンクリート

配筋には、開口補強筋を入れること。

配筋には、コンクリート製のスペーサーを使用すること。

・敷地内処理装置

敷地内処理装置は、マンホール型の維持管理ができるものとする。

・ブロワ設置工事

ブロワの基礎は、コンクリート製で外寸より大きく、地盤（GL）より10cm以上高くし、重量や振動に耐えられるもの。ブロワの基礎は、振動が直接建築物に伝わらないよう、建築物の基礎から離すこと。

⑤変更承認

- ・事業に変更が生じた場合は、変更承認申請書を提出して、事前に承認を受けてください。
- ・「変更承認申請書」の提出は、申請者の氏名、浄化槽の形式、放流先、事業費のいずれかに変更が出た場合のみお願いします。
- ・枅の位置や数、プレキャストコンクリート板の使用、浄化槽整備士の変更等は変更承認の対象外です。これらの変更の場合は、実績報告時に変更があったことがわかる書類の提出のみお願いします。

⑥実績報告

- ・提出時には【那須塩原市】浄化槽設置補助金申請に係る提出書類（実績報告書提出用）を書類に添付してください。
- ・完了検査を実施するにあたり支障がある（外構工事で立ち入れない等）日時がある場合、提出日に御相談ください。
- ・実績報告書は浄化槽が稼働してから、さらに住民票の異動が伴う場合は住所異動してから提出してください。
- ・「実績報告書」には提出日の記入をお願いします。申請者の押印は不要です。「補助金交付決定通知書」に記入されている指令日・指令番号は記入してください。わからない場合はお知らせしますのでお問合せください。
- ・工事完了から30日以内に提出できない時は、理由を上下水道部管理課給排水係までお知らせください。
- ・「浄化槽工事完了報告書」と「浄化槽使用開始報告書」は写しを必ず添付してください。栃木県浄化槽協会の受付印があれば、那須塩原市の受付印は不要です。
- ・「住宅から浄化槽本体及び放流先までの配管等を記した設置位置図（竣工図）」は実際の配管、枅の位置及び数を正確に記入ください。
- ・「浄化槽保守点検業者との保守点検業務委託契約書」の（写し）は法定届の「浄化槽工事完了報告書」「浄化槽使用開始報告書」にも添付が必要です。実績報告書の添付分とは別に用意してください。
- ・「住所変更届出書」には提出日の記入をお願いします。申請者の押印は不要です。申請人の住所は新住所になります。「補助金交付決定通知書」に記入されている指令日、指令番号は記入してください。わからない場合はお知らせしますのでお問合せください。
- ・元あった（合併・単独）浄化槽を廃止した場合は、「浄化槽使用廃止届出書」の提出をお願いします。法定届分を含めて4部提出ください。受付印を押したうえで1部お返しします。
- ・「補助金交付請求書」を実績報告書と一緒に提出する場合は、日付は2か所とも記入なしで提出ください。補助金交付額確定通知書の交付後提出する場合は日付を含めたすべての項目の記入をお願いします。請求者の印は必要です。
- ・実績報告書の提出があると概ね1週間以内に現地で完了検査を行います。引き渡しが終わっていない、引っ越しされていない場合は再検査となります。実際の引き渡し、引っ越しの日時が実績報告書の提出後の場合はお知らせください。

⑦工事写真

工事写真は以下の場面ごとにその状況が確認できるものを添付してください。黒板等の文字が明瞭に読めない場合には、台紙にその内容を転記してください。特に日付は明確にお願いします。印画された写真を貼った台紙でも、画像データを印刷したものでどちらでも結構です。敷地内処理装置の写真は、浄化槽設置の写真と区分けして、それぞれの工程が一連の流れで見られる状態で提出してください。

【浄化槽設置工事】

- ・着工前（浄化槽設備士）…浄化槽設備士が正面を向き顔がよく見えるように、マスク等は外して写してください。また「浄化槽工事業者届出票」等も明確に読めるよう写してください。
- ・掘削状況…掘削時、完了後を写してください。完了後の寸法確認も明示してください。土留めの設置は確実に崩落を防げる状態がわかるものを写してください。またオープンカット工法の場合は、角度がわかる写真をお願いします。
- ・基礎砕石…転圧状況、厚み確認の写真をお願いします。
- ・ベースコンクリート…型枠配筋、打設、出来型、寸法確認、水平確認を写してください。プレキャストコンクリート板を使用する場合は寸法確認、水平確認を写してください。
- ・浄化槽搬入…設置する前に搬入された浄化槽の型式がわかるよう写してください。
- ・浄化槽設置…水平確認、水張、埋戻、水締、砕石転圧を写してください。
- ・スラブコンクリート…型枠、配筋、寸法確認、嵩上げ、完成時を写してください。
- ・ブロワ…設置状況を写してください。

【敷地内処理装置設置工事】

- ・着工前（浄化槽設備士）…浄化槽設備士が正面を向き顔がよく見えるように、マスク等は外して写してください。「浄化槽工事業者届出票」等も明確に読めるよう写してください。
- ・掘削状況…掘削時、完了後を写してください。完了後の寸法確認も明示してください。
- ・基礎砕石…敷設状況、拡散マット・止水シート等の写真をお願いします。
- ・敷地内処理装置搬入…設置する前に搬入された敷地内処理装置の型式がわかるよう写してください。
- ・敷地内処理装置設置…水平確認、埋戻、砕石埋設、土砂流入防止シート、埋戻転圧を写してください。
- ・スラブコンクリート（敷設の場合は）…型枠、配筋、寸法確認を写してください。
- ・ブロワ（設置の場合は）…設置状況を写してください。

2 宅内配管補助加算

①補助の概要

単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を設置していた住宅を、建替え・リフォームを伴わずに合併処理浄化槽に更新する場合、最大33万円の宅内配管補助を加算します。宅内配管補助は浄化槽までの流入管及び浄化槽からの流出管及び敷地内処理装置の設置費用に充てることができる。

人	槽	宅内配管補助限度額	補助金額 (宅内配管補助を含む)
5人槽	(床面積130㎡以下)	(上限) 33万円	662,000円
7人槽	(床面積130㎡超)		744,000円
10人槽	(※二世帯住宅)		878,000円

※二世帯受託とは、台所、風呂、トイレのすべてが2つ以上設置された住宅。

②補助の要件

次のいずれにも該当する方。

- ・合併処理浄化槽の設置整備費補助金を申請する。
- ・建築確認申請を伴う建替え・リフォームを伴わないで、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を合併処理浄化槽に更新する。
- ・同時に単独処理浄化槽等撤去費補助金を申請する。
(申請できない事情があれば御相談下さい。)

③交付申請

別途申請の事務はありません。浄化槽設置補助金(5人槽なら332千円)に加算額(330千円)を足した額を申請書に記載してください。加算に該当するかどうかは、申請内容及び「国庫補助に関する事項についての届出書」から判断させていただきます。

④実績報告

別途報告の事務はありません。合併処理浄化槽設置整備事業の実績報告書に記入する補助金交付決定額と補助金交付請求書に記入する請求金額を、加算額にしてください。

⑤工事写真

宅内配管補助加算を受けるためには、浄化槽設置工事の写真、敷地内処理装置工事の写真に加えて宅内配管の工事写真が必要になります。桝・配管の工事をした部分すべてにおいて、工事前・工事中・工事後の写真を添付してください。竣工図の桝に番号を振り、その番号から次の番号に向けた方向で写して、台紙に桝番号を記載するとわかりやすいです。

3 単独処理浄化槽等撤去費補助金（単独転換対応）

①補助の概要

住宅等に設置してある単独処理浄化槽を撤去して、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する又は公共下水道に接続する方に、最大15万円の補助金を交付します。

単独処理浄化槽の撤去とは、最終清掃を行った単独処理浄化槽を完全に掘り出して、産業廃棄物として適正に処分するまでを指します。

※最終清掃とは、通常のし尿くみ取り、浄化槽清掃だけでなく、残存する汚泥などをすべて取り除き、消毒まで行うことを指します。

人 槽	補助限度額
5人槽（床面積130㎡以下）	（上限）15万円
7人槽（床面積130㎡超）	
10人槽（※二世帯住宅）	
公共下水道接続	

※二世帯住宅とは、台所、風呂、トイレのすべてが2つ以上設置された住宅。

②補助の要件

次のいずれにも該当しない方。

- ・浄化槽を撤去する住宅等を借りていて、所有者の承諾が得られない。
- ・市税、水道料金等に滞納がある。
- ・交付決定までに事業に着手している、又は工事完了後30日以内と当年度の3月10日までのどちらか早い時期までに実績報告書の提出ができない。
- ・別荘としての使用、賃貸等、浄化槽の撤去場所に申請者が居住しない。

③交付申請

- ・申請時には【那須塩原市】単独処理浄化槽等撤去費補助金交付申請に係る提出書類（交付申請書提出用）を書類に添付してください。
- ・「単独処理浄化槽等撤去費補助金交付申請書」には提出日の記入をお願いします。申請者の押印は不要です。
- ・「住宅の平面図」は、配管及び単独処理浄化槽又はくみ取り便槽・放流先を記載し、接続されているトイレのすべてが確認できるよう記載ください。
- ・「撤去費用の見積書（写し）」は浄化槽設置工事費及び排水設備工事費とは区分されているものを添付してください。
- ・「撤去する単独処理浄化槽の設置状況がわかる写真」は単独処理浄化槽単体の写真と、住宅と単独処理浄化槽と一緒に写っている写真も提出してください。
- ・納税がないため「那須塩原市納税証明書」が税務担当窓口で取得できない場合は、「那須塩原市に税の滞納がないことの証明書をください。」と説明いただくか、又は「上下水道部管理課給排水係に電話してください。」と伝えてください。
合併処理浄化槽設置整備事業補助金や水洗便所改造資金融資あっせんの申請を同時に行う場合は写しで結構です。

- ・「委任状」は日付のないものは無効です。委任状については押印が必要です。ご注意ください。合併処理浄化槽設置整備事業補助金や水洗便所改造資金融資あっせんの申請を同時に行う場合は、単独処理浄化槽等撤去費補助金の委任の文言があれば、写しで結構です。
- ・申請いただいてから撤去費補助金交付決定通知書が申請者に届くまでには2週間程度かかります。工期等で急いでいる場合には、申請時に御相談ください。補助金交付決定通知書が発行されるまでは、撤去工事に着手できません。

④実績報告

- ・提出時には【那須塩原市】単独処理浄化槽等撤去費補助金交付申請に係る提出書類（実績報告書提出用）を書類に添付してください。
- ・「変更承認申請書」の提出は、申請者の氏名、事業費、のいずれかに変更が出た場合のみお願いします。
- ・柵の位置などの変更等は変更承認の対象外です。変更があったことがわかる書類の提出のみお願いします。
- ・「実績報告書」には提出日の記入をお願いします。申請者の押印は不要です。「単独処理浄化槽等撤去費補助金交付決定通知書」に記入されている指令日・指令番号は記入してください。わからない場合はお知らせしますのでお問合せください。
- ・工事完了から30日以内に提出できない時は、理由を上下水道部管理課給排水係までお知らせください。
- ・「産業廃棄物管理票（D票）（写し）」については、事業場の欄に申請者の氏名住所等が記載されるようにしてください。
- ・元あった単独処理浄化槽は廃止となるので、「浄化槽使用廃止届出書（写し）」の提出をお願いします。
- ・「撤去費用の領収書（写し）」については、浄化槽設置工事費及び排水設備設置工事費とは区分できるものが必要です。
- ・「浄化槽使用開始報告書」又は「排水設備検査の合格を証する書類」は写しを必ず添付してください。
- ・「単独処理浄化槽等撤去費補助金交付請求書」を実績報告書と一緒に提出する場合は、日付は2か所とも記入なしで提出ください。単独処理浄化槽等撤去費補助金交付額確定通知書の交付後提出する場合は日付を含めてすべての項目の記入をお願いします。請求者の印は必要です。

⑤工事写真

工事写真は以下の状況ごとにその場面が確認できるものを添付してください。黒板等の文字が明瞭に読めない場合には、台紙にその内容を転記してください。特に日付は明確にお願いします。印画された写真を貼った台紙でも、画像データを印刷したものでどちらでも結構です。

- ・着工前…単独処理浄化槽を住宅と一緒に写してください。
(交付申請時と同じ写真で結構です。)
- ・掘削状況…くみ取り（バキュームカー及びくみ取り作業）、消毒、スラブコンクリート撤去、単独処理浄化槽撤去、埋戻、搬出、完了後を写してください。

4 単独処理浄化槽等撤去費補助金（くみ取り転換対応）

①補助の概要

住宅等に設置してあるくみ取り便槽を撤去して、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する又は公共下水道に接続する方に、最大12万円の補助金を交付します。

くみ取り便槽の撤去とは、最終清掃を行ったくみ取り便槽を完全に掘り出して、産業廃棄物として適正に処分するまでを指します。住宅への影響が大きく完全な撤去ができない場合は、可能な限り（少なくとも便槽の底の破壊）までは実施してください。

※最終清掃とは、通常のし尿くみ取り、くみ取り便槽清掃だけでなく、残存する汚泥などをすべて取り除き、消毒まで行うことを指します。

人 槽	補助限度額
5人槽（床面積130㎡以下）	（上限）12万円
7人槽（床面積130㎡超）	
10人槽（※二世帯住宅）	
公共下水道接続	

※二世帯住宅とは、台所、風呂、トイレのすべてが2つ以上設置された住宅。

②補助の要件

次のいずれにも該当しない方。

- ・くみ取り便槽を撤去する住宅等を借りていて、所有者の承諾が得られない。
- ・市税、水道料金等に滞納がある。
- ・交付決定までに事業に着手している、又は工事完了後30日以内と当年度の3月10日までのどちらか早い時期までに実績報告書の提出ができない。
- ・別荘としての使用、賃貸等、くみ取り便槽の撤去場所に申請者が居住しない。

③交付申請

- ・申請時には【那須塩原市】単独処理浄化槽等撤去費補助金交付申請に係る提出書類（交付申請書提出用）を書類に添付してください。
- ・「単独処理浄化槽等撤去費補助金交付申請書」には提出日の記入をお願いします。申請者の押印は不要です。
- ・「住宅の平面図」は、くみ取り便槽、台所、風呂等排水する設備を全て記載してください。
- ・「撤去費用の見積書（写し）」は浄化槽設置工事費及び排水設備工事費とは区分されているものを添付してください。
- ・「撤去するくみ取り便槽の設置状況がわかる写真」はくみ取りトイレの写真と、住宅とくみ取り口が一緒に写っている写真も提出してください。
- ・「撤去するくみ取り便槽の清掃の一年間の記録」は、清掃した日時・場所・量・業者名を明示してください。
- ・納税がないため「那須塩原市納税証明書」が税務担当窓口で取得できない場合は、「那須塩原市に税の滞納がないことの証明書をください。」と説明いただくか、又は「上下水道

部管理課給排水係に電話してください。」と伝えてください。合併処理浄化槽設置整備事業補助金や水洗便所改造資金融資あっせんの申請を同時に行う場合は写しで結構です。

- ・「委任状」は日付のないものは無効です。委任状については押印が必要です。御注意ください。合併処理浄化槽設置整備事業補助金や水洗便所改造資金融資あっせんの申請を同時に行う場合は、単独処理浄化槽等撤去費補助金の委任の文言があれば、写しで結構です。
- ・申請いただいてから撤去費補助金交付決定通知書が申請者に届くまでには2週間程度かかります。工期等で急いでいる場合には、申請時に御相談ください。補助金交付決定通知書が発行されるまでは、撤去工事に着手できません。

④実績報告

- ・提出時には【那須塩原市】単独処理浄化槽等撤去費補助金交付申請に係る提出書類（実績報告書提出用）を書類に添付してください。
- ・「変更承認申請書」の提出は、申請者の氏名、事業費のいずれかに変更が出た場合のみお願いします。
- ・枅の位置などの変更等は変更承認の対象外です。変更があったことがわかる書類の提出のみお願いします。
- ・「実績報告書」には提出日の記入をお願いします。申請者の押印は不要です。「単独処理浄化槽等撤去費補助金交付決定通知書」に記入されている指令日・指令番号は記入してください。わからない場合はお知らせしますのでお問合せください。
- ・工事完了から30日以内に提出できない時は、理由を上下水道部管理課給排水係までお知らせください。
- ・「産業廃棄物管理票（D票）（写し）」については、事業場の欄に申請者の氏名住所等が記載されるようにしてください。
- ・「撤去費用の領収書（写し）」については、浄化槽設置工事費及び排水設備設置工事費とは区分できるものが必要です。
- ・「浄化槽使用開始報告書」又は「排水設備検査の合格を証する書類」は写しを必ず添付してください。
- ・「単独処理浄化槽等撤去費補助金交付請求書」を実績報告書と一緒に提出する場合は、且付は2か所とも記入なしで提出ください。単独処理浄化槽等撤去費補助金交付額確定通知書の交付後提出する場合は日付を含めてすべての項目の記入をお願いします。請求者の印は必要です。

⑤工事写真

工事写真は以下の場面ごとにその状況が確認できるものを添付してください。黒板等の文字が明瞭に読めない場合には、台紙にその内容を転記してください。特に日付は明確にお願いします。印画された写真を貼った台紙でも、画像データを印刷したものでどちらでも結構です。

- ・着工前…くみ取りトイレの写真と、住宅とくみ取り口が一緒に写っている写真も提出してください。（交付申請時と同じ写真で結構です。）
- ・掘削状況…くみ取り（バキュームカー及びくみ取り作業）、消毒、スラブコンクリート撤去、くみ取り便槽撤去（最低、便槽の底が破壊され穴が開いていることがわかるもの）、埋戻、搬出、完了後（家のトイレ側外観、水洗化されたトイレ）を写してください。